

▽発信元・お問い合わせ先はこちら
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を迫及する」
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング
TEL : 03-6909-8644/0120-973-644
E mail:info@hb-consulting.jp

つくば市:派遣法に違反 市民ホール運営、労働局が指導 /茨城

つくば市が民間業者と交わした市民ホール運営の業務委託契約が労働者派遣法に違反するとして、茨城労働局が市と請負業者には是正指導していたことが分かった。

指導書や市によると、市は昨年4月から1年間、「やたべ」「つくばね」「とよさと」「くきざき」の4ホールの音響と照明の操作を市内の業者に委託。市が、業者が使用した人員1人あたり約3万2700円を支払う契約だった。しかし業者が人員の増減を決定していないため、労働局は業務委託(請負)ではなく労働者派遣事業に当たると判断。「契約を点検し、実態として適正な業務請負と判断されないものがあつた場合は是正する」よう求めた。市は昨年9月14日付で、契約内容を見直し是正報告書を提出した。

つくば市生涯学習課は「労働局に指摘されるまで気付かなかつた。今後は契約内容を十分検討したい」としている。

平成 23 年 4 月 18 日 毎日新聞